

# 罰則規定

## 第一章 総則

### 第一条 目的

本規則は、[禁止命令規範](#)に定める行為に抵触しANSの秩序を乱す者に対して、公平かつ適切な処罰の基準を定め、その量刑を定める事を目的とする。

### 第二条 処罰決定の原則

処罰の決定及び量刑の判断は全て監査懲罰委員会の議論を経るものとする。ただし、以下の原則に基づき公正に行うものとする。

1. 処罰は違反行為の重大性、悪質性、継続性の3観点に比例する
2. 同一の違反行為に対して、二重に処罰を行う事は禁止する
3. 処罰を決定するにあたり、違反者に対して弁明の余地を与える
4. 処罰を決定するにあたり、違反の証拠、処罰の根拠、量刑の妥当性を全ての参加者に明示する

### 第三条 処罰の種類

処罰は、以下の通りに分類される。

1. 警告
2. 一時的活動停止
3. 永久追放
4. 運営部裁量による処罰

## 第二章 罰則の基準と内容

### 第四条 違反行為の呼称

[ANS総合規則](#)、禁止命令規範並びにその他の関連規則において定める違反行為の呼称を以下の通りとする。

1. 準違反
2. 軽度違反

3. 中度違反
4. 重度違反

## **第五条 違反の認定基準**

前条に定める違反の名称は、該当する違反行為の重大性により監査懲罰委員会が認定するものとする。

## **第六条 警告**

この処罰は、準違反、軽度違反又は初犯が対象となり、監査懲罰委員会が該当者に対して違反行為の内容を通告し是正を求めるものである。

## **第七条 一時的活動停止**

この処罰は、中度違反、警告後も違反行為が継続する場合又は運営部からの命令に正当な理由なく従わない場合が対象となり、監査懲罰委員会が該当者に対して違反者に対して一定期間の活動停止措置を実施するものである。

## **第八条 永久追放**

この処罰は、重度違反、一定的活動停止後も違反行為が継続する場合又はコミュニティの存続に著しく悪影響を判断した場合が対象となり、監査懲罰委員会が該当者に対して永久追放措置を実施するものである。

## **第九条 運営部裁量による処罰**

この処罰は、規定されていない行為において監査懲罰委員会が悪質性を認め対処する必要性があると判断した場合が対象となり、実施する措置は監査懲罰委員会が決定するものである。

## **第十条 公民権の停止**

本規則において、処罰を受けた者は総監選挙規則における立候補・投票資格を監査懲罰委員会の定める一定期間において失効する。

## **第三章 附則**

### **第十一条 措置解除の請求**

処罰を受けた者は、運営部に対して措置解除の請求権を有している。ただし、請求できる期間、手続き及び基準等は別規則によって定めるものとする。

### **第十二条 恩赦の執行**

運営部は日本国法における大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除、復権に準ずる措置を講じることができる。ただし、この要件及び基準等は別規則によって定めるものとする。

### **第十三条 規則の改正**

本規則の改正は、ANS総合規則の規定に従うものとする。

### **第十四条 施行**

本規則は、○年○月○日より施行する。